

平成２２年度「川上・川下ネットワーク構築支援事業」に係る企画競争募集要領

平成２２年２月２６日

経済産業省

中小企業庁創業・技術課

経済産業省中小企業庁では、我が国製造業を支える基盤技術を担う川上中小企業者と、燃料電池や情報家電等の川下製造業者等の情報共有の活発化及びビジネスマッチングの促進を目指す「平成２２年度川上・川下ネットワーク構築支援事業」を実施します。

そこで、本事業に係る業務の受託を希望する企業・団体（以下「管理団体」という。）を、以下の要領で広く募集することとします。

なお、この公募は、平成２２年度政府予算原案に基づいて行うものであり、事業実施期間を十分確保するため、国会での予算成立前に公募を行っております。このため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更が生じることがありますので、ご注意ください。

１．委託事業の背景・趣旨

近年、製品技術が成熟していく中で、製品のモジュラー化の進展とこれに伴う分業による低コスト化、製品開発期間の短縮化に係る競争が激化し、多様で優れた技術を有する中小企業が、各階層間、階層内で業種を超えた活発な取引が行われ、この結果、原材料・素材から部品、さらには最終製品に至る相互の取引はオープンになり、多面的になるといった変化が生じています。

このような取引関係の変化の結果、多様化する消費者ニーズを捉えた最終製品を製造する企業等（以下「川下製造業者等」という。）からの製品スペック等に関する情報が伝わりにくくなり、鋳造、鍛造、めっき等、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき指定された特定ものづくり基盤技術等を有する中小企業者（以下「川上中小企業者」という。）においては、部品・部材に関する川下製造業者等からの要求機能・性能等が確定せず、必要以上に設備投資リスクが増大する可能性が高まっています。この結果、川上中小企業者においては、研究開発のターゲット設定が難しくなり、研究開発活動を必要最小限の分野に限定したり、投資を抑制したりすることが懸念され、川上中小企業者の技術提案力の低下等、我が国産業の中長期的な国際競争力に影響が生じるという問題が指摘されています。すなわち、川下製造業者等と川上中小企業者との間の取引関係において、特に製品のスペック等技術に係る情報が川下産業に過多に偏在しているという「情報の非対称性」が生じ、この結果「市場の失敗」が生じていると考えることもできます。

これらの問題を克服し、我が国製造業の国際競争力を維持・強化するためには、その源泉となっている優れた基盤技術を有する川上中小企業者が、川下製造業者等と緊密な意見交換

を行い、高品質・高機能を備えた製品を生み出すいわゆる「すり合わせ」を推進する必要があります。このため、川上中小企業者と川下製造業者等との緊密なコミュニケーションを通じた「情報の非対称性の解消」「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」等を図る取組、すなわち川上・川下間の連携・すり合わせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場の創設、マッチング機会の創出など、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援することとしています。

2. 事業内容

(1) 公募・選定の実施

川上・川下間の情報共有、連携促進を図るネットワークを構築するための取組（以下「川上・川下ネットワーク構築事業」という。）を実施する企業・団体（以下「実施団体」という。）の公募・選定（公募に対する問い合わせへの対応、選考基準の作成、書類審査、ヒアリング審査、選考委員会の実施、選考結果の発表、実施団体との委託契約を含む。）。

(2) 川上・川下ネットワーク構築事業の実施（再委託）

川上・川下間のネットワーク構築事業として、以下に例示する取組等を実施すること。実施にあたっては、より政策効果が高く、実行可能性の高い取組を実施しうる実施団体と再委託契約を締結していただくことになります。

(a) 川上・川下フォーラムの設置

川上中小企業者側と川下製造業者側の代表者等で構成され、川上・川下間の連携・すり合わせを促進するフォーラムを構築し、川上・川下間の情報共有、連携の促進に向けた各種方策を検討。

(b) 川上・川下マッチングの促進

各フォーラムにおいて以下のような事業を実施。

○ジョイント・コーディネータの配置

川上・川下間のシーズとニーズのマッチング、連携をコーディネートする人材を配置。

○川上・川下交流会の開催

重要産業における技術開発動向、今後のマーケットニーズ等に係るセミナー及び交流会等を開催。

○販路開拓事業

川上中小企業の販路開拓に向けた川下産業を対象とした展示会や、商談会等を実施。

○シーズ・ニーズ調査等

川上側の技術シーズ及び川下側のニーズ発掘のための調査等を実施。

(3) 川上・川下ネットワーク構築事業の進ちょく管理・助言

進ちょく状況報告書類のフォーマット作成、実施団体への助言・サポート（上記の（2）にある取組を趣旨に添って効果的に実施できるよう助言・サポート）、進ちょく状況管理

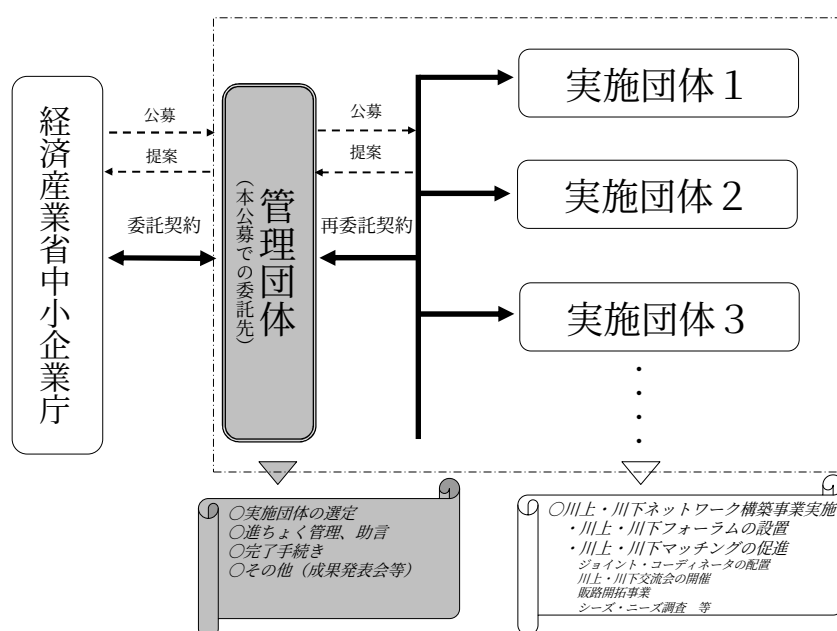
(4) 川上・川下ネットワーク構築事業の完了手続き

確定検査、当庁への報告書作成（実施団体及び実施した事業の評価・分析などを含めたもの）

(5) その他、事業の趣旨に添った業務

成果発表会開催等

3. 委託事業のスキーム



4. 事業実施期間

委託契約に定める期間（契約締結日～平成23年3月24日頃を予定）。

5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に関する委託契約を経済産業省中小企業庁との間で直接締結できる企業・団体であること。

- ③中小企業の技術や経営等に関する知見・ノウハウを有しているなど、本事業を遂行できることが見込まれること。
- ④本事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：総額約190百万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省中小企業庁と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書100部及び電子媒体1部を経済産業省に納入。
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省中小企業庁が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成22年2月23日（火）

締切日：平成22年3月17日（水）17時必着

受付時間 10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜

(2) 説明会の開催

開催日時：平成22年3月2日（火）午前11時～

説明会への参加を希望する方は、11. 問い合わせへ2月26日（金）17時までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成22年度川上・川下ネットワーク構築支援事業説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。

（3）応募書類

- ① 以下の書類を封筒等に入れて、宛名面には、「川上・川下ネットワーク構築支援事業申請書」と記載してください。各様式は日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所とめてください。

- ・申請書（様式1）・・・正本1部＋写し2部
- ・提案書（様式2）・・・6部
- ・申請者に関する概要（様式3）・・・6部
- ・会社パンフレット及び直近の過去3年分の財務諸表・・・6部

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参・郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部創業・技術課

「平成22年度「川上・川下ネットワーク構築支援事業」」担当あて

※ FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

委託先の審査は、第三者の有識者で構成される委員会において、提出された提案書及び添付資料の審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、提案に関するヒアリングを実施（平成22年3月26日（金）を予定）します。

(2) 審査基準及び配点

委託先の審査は、応募資格を満たしている者につき、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①事業内容及び実施方法が明確で具体的、また、合理的で妥当であること。
- ②事業の実施体制が明確で具体的、また、合理的で妥当であること。
- ③事業スケジュールが明確で具体的、また、合理的で妥当であること。
- ④経費の積算に妥当性・経済性があること。
- ⑤経営基盤が確立していること。
- ⑥同様もしくは類似事業の実績があること。
- ⑦実施団体へのサポートや、実施団体のモデルとなり得るイメージを提示するなど企画力があること。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省中小企業庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省中小企業庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。なお、委託先と再委託先が締結する契約においても、国との委託契約に準拠していただくことになります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者・委員・コーディネータ・講師等に対する事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、講演会、シンポジウム）を行うために必要な会場借料及び茶菓料（お茶代）等
謝金	事業を行うために必要な委員・コーディネータ・講師等謝金
通信運搬費	事業を行うために必要な運搬費・郵送料
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
雑役務費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、消耗品費に係る経費
III. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払を認められる間接経費。 具体的には、当該事業を行うために必要な家賃、水道光熱料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経（これらにあっても事業の特定が可能なものは、事業費に計上すること）。 原則として、上記Ⅰ、Ⅱに係る区分経費の合計額から外注費を除いた額（以下「直接経費」という。）に、当該法人等の直近決算における一般管理費率（直接経費の10％を上限とする。）を乗じて算出するものとします。
IV. 再委託費（1）	本公募要領「2. 事業内容（2）」の実施にあたり、より政策効果が高く、実行可能性の高い取組を実施しうる実施団体を選定し、再委託契約を締結するための経費。当該経費の算定に当たっては、ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。

再委託費（２）	Ⅳ．（１）以外で事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査等）の一部を委託するのに必要な経費。当該経費の算定に当たっては、ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。 ※ただし、軽微な再委託（①５０万円未満の再委託、②印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの）については、この項目には計上せず他の適当な項目に計上すること。
Ⅴ．消費税及び地方消費税	ⅠからⅣにかかる消費税及び地方消費税。

※企画書記載にあたっての留意点

企画提案書の記載に際しては、上記ⅠからⅣの項目は消費税及び地方消費税を除いた額で計上し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。なお、免税業者の場合は、消費税及び地方消費税欄には仕入課税額を記入してください。

（２）直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

１１．問い合わせ先

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関１－３－１
 経済産業省中小企業庁経営支援部創業・技術課
 担当 星、浦塘（うらとも）
 FAX：03-3501-7170 e-mail: hoshi-akira@meti.go.jp
 uratomo-kotaro@meti.go.jp

お問い合わせは日本語により、FAX、e-mail でお願ひします。電話でのお問い合わせは受付できません。FAX、e-mail でのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「川上・川下ネットワーク構築支援事業公募問い合わせ」としてください。

以上